

# 青森・岩手県境不法投棄事案に係る 実施計画の変更について

田子町住民説明会

平成24年11月14日（水）18時30分～20時

田子町中央公民館

青森県環境生活部県境再生対策室

## 青森・岩手県境不法投棄事案（田子町）の概要

### ◇ 事案の概要

平成11年に、青森県田子町と岩手県二戸市にまたがる原野で、産業廃棄物処理業者である三栄化学工業(株)(八戸市)と縣南衛生(株)(埼玉県)による産業廃棄物の不法投棄が発覚。

## 県境不法投棄現場の全景(平成12年10月)

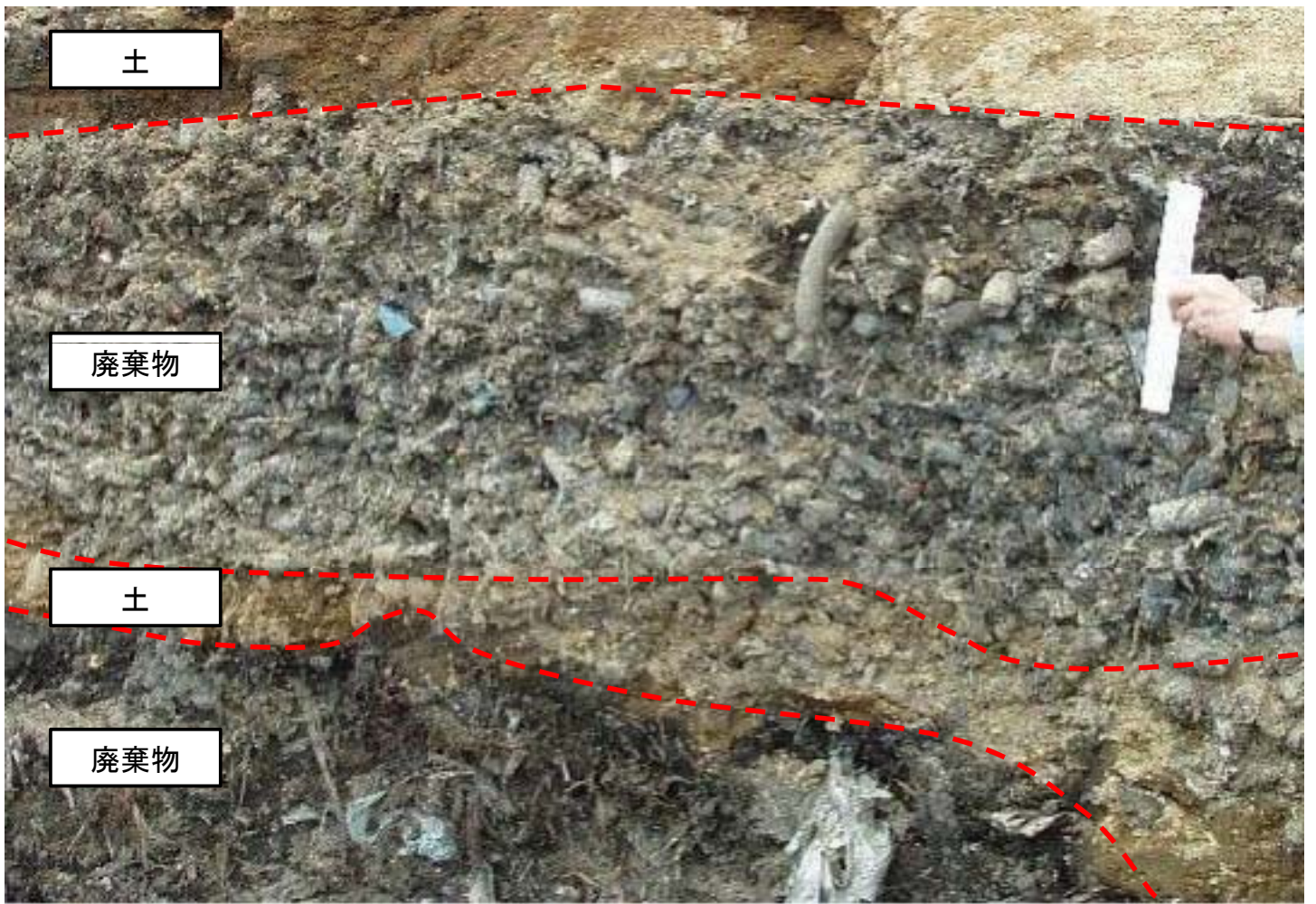


### 青森・岩手県境不法投棄事案(田子町)の概要

#### ◇ 事案の概要

- ・堆肥様物、焼却灰、汚泥、RDF様物が投棄され、揮発性有機化合物、ダイオキシン類に汚染されていた。
- ・高密度電気探査、ボーリング調査等の結果から、**廃棄物量を67万1千 $m^3$ と推計した。**
- ・浸出水が周辺環境に拡散し、農業用水源や水道水源が汚染されるおそれがあった。

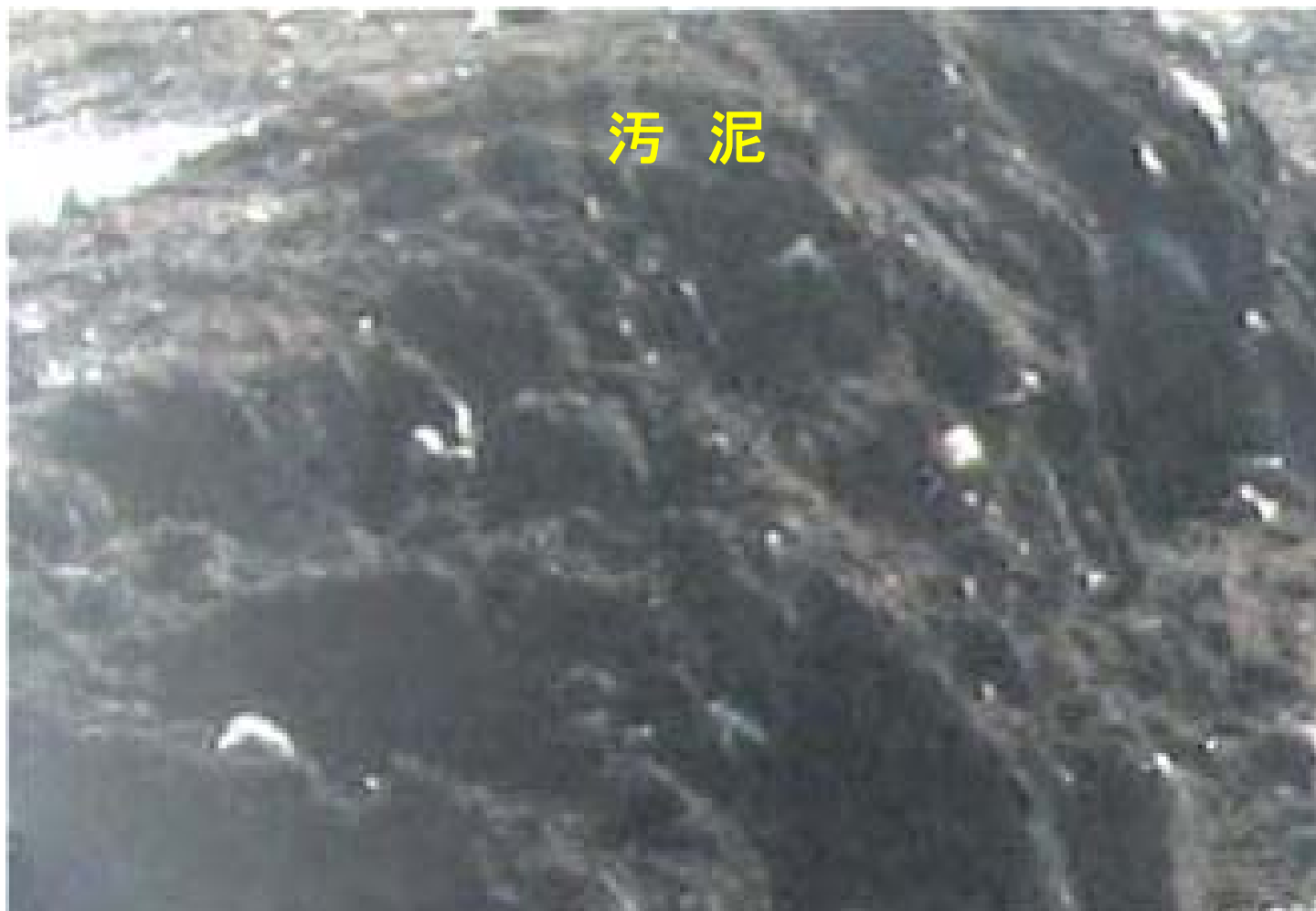








烧却灰



污泥

## RDF様物(ゴミ固形化燃料に似せたもの)



### 1 実施計画の変更に至る経緯

#### ① 原状回復事業の開始と計画的な実施

・県境不法投棄現場の原状回復に当たり、平成16年1月に環境大臣の同意を得て、特定支障除去等事業実施計画書を策定し、国の財政支援を受けて原状回復事業を開始

・馬淵川水系の環境保全を目的に、汚染拡散防止を最優先する、廃棄物及び汚染土壌は全量撤去を基本とする原状回復方針に基づき、計画的に事業を進めてきた





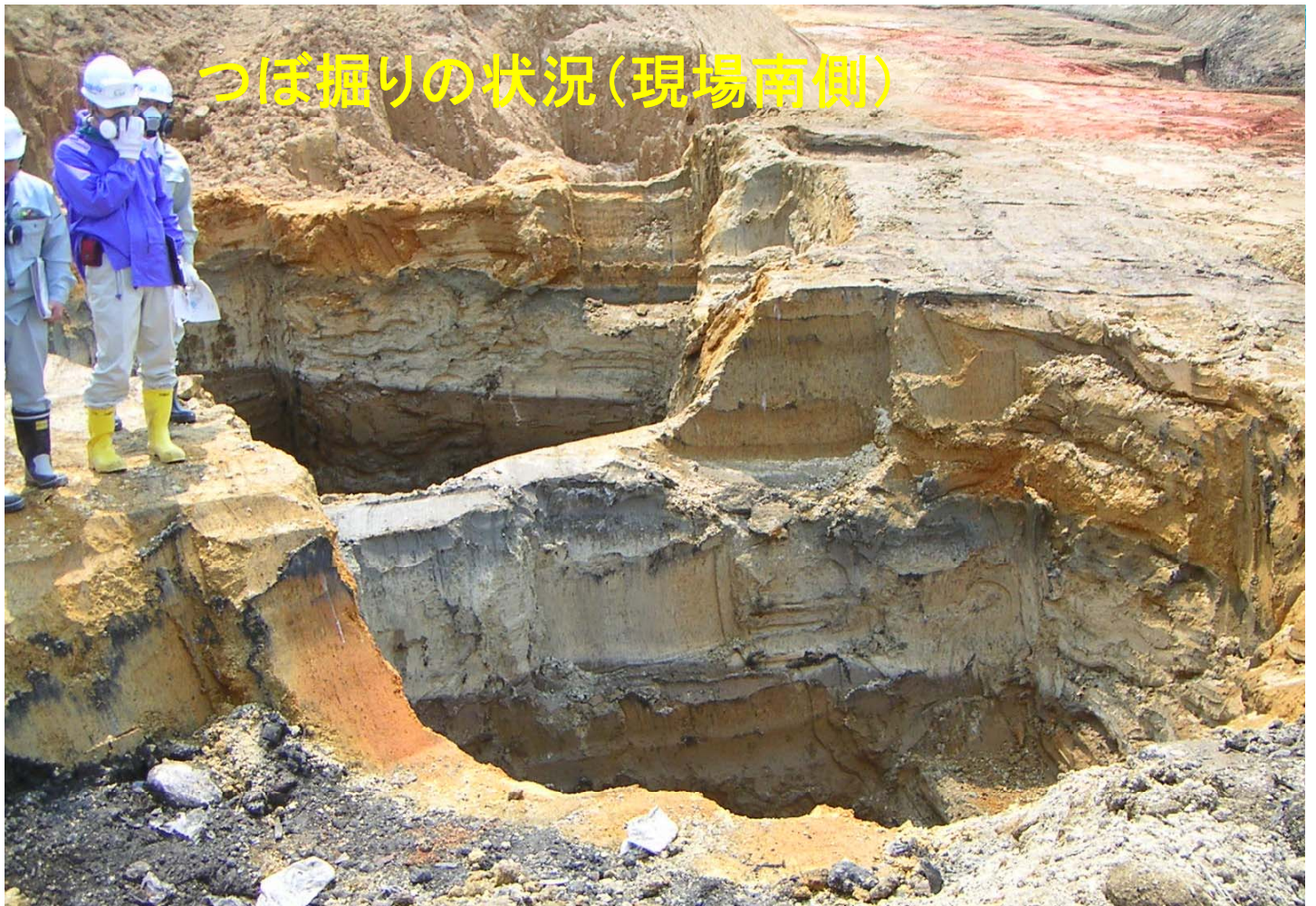
## 1 実施計画の変更に至る経緯

### ② 廃棄物推計量の増加による課題と対応(平成22年8月)

#### ア 課題

事業の進捗によって得られた知見に基づき、廃棄物等の量を再推計した結果、現行計画を上回る量の廃棄物が現場に投棄されていたことが判明







## つぼ掘りの状況(現場東側中央)



### 1 実施計画の変更に至る経緯

#### ②廃棄物推計量の増加による課題と対応(平成22年8月)

##### ア課題

- ・計画期限(平成24年度)までに廃棄物等を全量撤去することが困難。
- ・廃棄物等の撤去後、原状回復事業のために設置した構築物を解体撤去する必要がある。
- ・廃棄物等の撤去後、現場内に残る汚染水の浄化に一定期間必要である。



## 1 実施計画の変更に至る経緯

### ②廃棄物推計量の増加による課題と対応(平成22年8月)

#### ①対応

・平成24年度までは、現行計画の事業費で可能な限り廃棄物等を撤去する。

・平成25年度以降における廃棄物等の撤去、汚染水の浄化等に要する事業費については、国に対して産廃特措法の期限延長と財政支援を要望してきた。

## 1 実施計画の変更に至る経緯

### ③産廃特措法の改正(平成24年8月)

・平成24年度までに事業完了が困難な事案が複数ある  
・新たに支援の対象となる事案がある

・平成25年度以降も引き続き支援が必要。

・産廃特措法の期限が平成34年度まで10年間延長



## 1 実施計画の変更に至る経緯

### ④実施計画の変更

・県は、平成25年度以降も国の財政支援を受けて原状回復事業を実施するため、専門家、原状回復対策推進協議会等の意見を聴き、変更実施計画(案)を取りまとめた。

・今後、田子町及び環境審議会等の意見を聴いたうえで、環境大臣に協議する。

## 2 実施計画の変更

### ①特定支障除去等事業の実施範囲

#### ◇平成24年度に再推計した廃棄物等の量

平成24年10月までに実施した地山確認とボーリング調査の結果に基づき廃棄物等の量を精査。

- ・廃棄物量は約732千 $m^3$ (1,066千t)  
(現行計画量を61千 $m^3$ (67千t)上回る)
- ・汚染土壌量は約46千 $m^3$ (83千t)
- ・総量は約778千 $m^3$ (1,149千t)  
(現行計画量を107千 $m^3$ (150千t)上回る)
- ・廃棄物等の撤去完了後も現場内に残ると想定される汚染水を事業の実施範囲に追加



## 2 実施計画の変更

### ①特定支障除去等事業の実施範囲

#### ◇平成24年度に再推計した廃棄物等の量

(単位 上段：千 $m^3$ 、下段：千t)

区分	現行計画	②推計 H22. 8. 3公表	④今回推計		
	(A)	(B)	(C)	(C)-(A)	(C)-(B)
廃棄物	671千 $m^3$	830千 $m^3$	732千 $m^3$	61千 $m^3$	-98千 $m^3$
	999千t	1,226千t	1,066千t	67千t	-160千t
汚染土壌		11千 $m^3$	46千 $m^3$	46千 $m^3$	35千 $m^3$
		19千t	83千t	83千t	64千t
合計	671千 $m^3$	841千 $m^3$	778千 $m^3$	107千 $m^3$	-63千 $m^3$
	999千t	1,245千t	1,149千t	150千t	-96千t

## 2 実施計画の変更

### ②特定産業廃棄物に起因する支障の除去の方法

#### ◇汚染拡散防止対策

- ・廃棄物等の撤去完了後も現場内に残る汚染水は、環境基準に適合するまで揚水して浄化する
- ・浄化期間は、廃棄物等の撤去後8年間(見込み)  
その後、1年間経過観察し、平成34年度までに終了する
- ・岩手県側から本県現場に流入する地下水については、岩手県が鋼矢板による流入防止対策を講じることとした



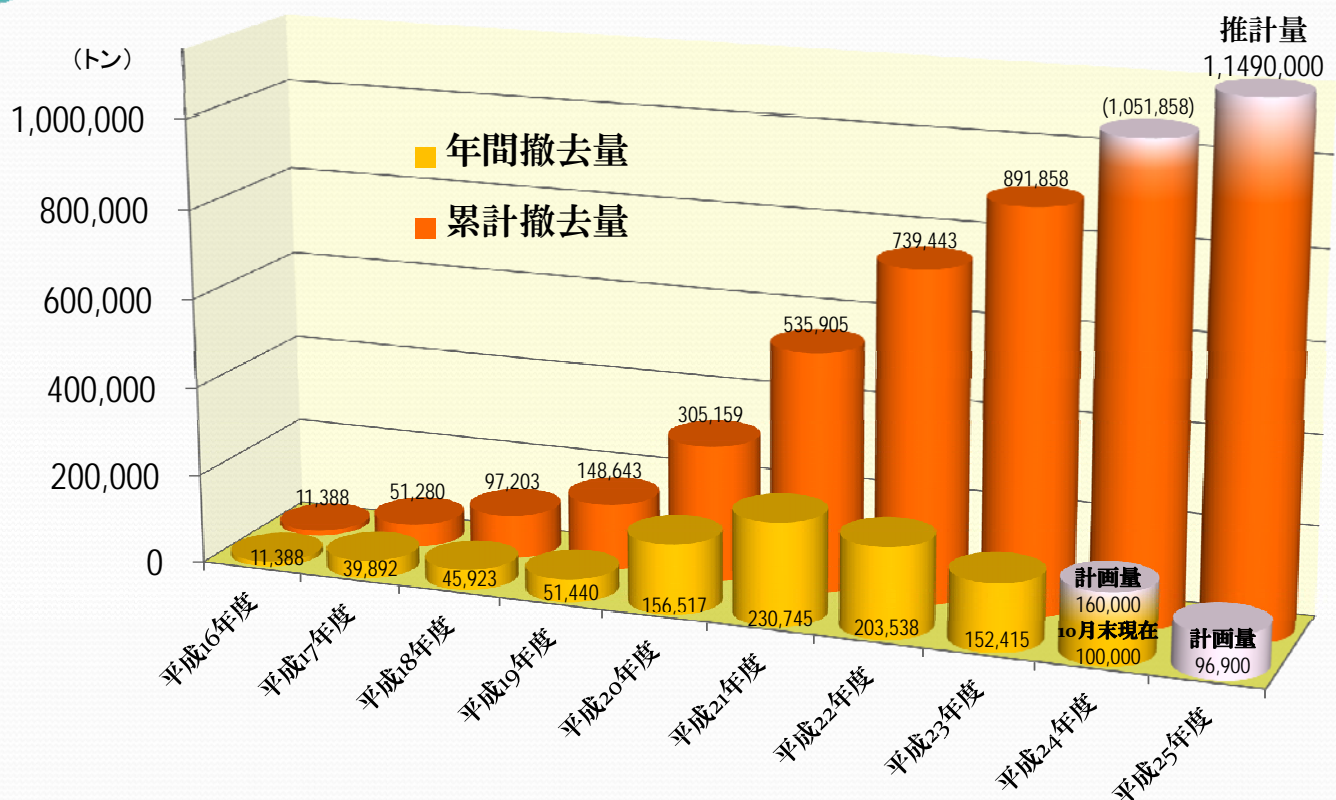
## 2 実施計画の変更

### ②特定産業廃棄物に起因する支障の除去の方法

#### ◇廃棄物等の撤去

廃棄物及び汚染土壌については、全量撤去を基本とする  
原状回復方針を堅持し、平成25年度中に撤去を完了する。

### 廃棄物等の撤去実績





## 2 実施計画の変更

### ②特定産業廃棄物に起因する支障の除去の方法

#### ◇廃棄物等撤去後の場内整備等

現場の地山は不法投棄隠蔽工作のために形状が大きく変えられていることから、廃棄物等の撤去完了後、整地、土砂流出防止対策のほか、雨水排水対策を実施する。

## 2 実施計画の変更

### ②特定産業廃棄物に起因する支障の除去の方法

#### ◇事業実施期間

計画期限を10年間延長し、平成34年度までに完了

区 分		H25	H26	H27	H28	H33	H34	
廃棄物の撤去	廃棄物・汚染土壌の撤去	■						
	仮設構築物の解体撤去、場内整備		■					
汚染拡散防止対策	現場内地下水質	→					●	→
	現場内地下水モニタリング	■						
	浸出水処理施設	■						
	浸出水処理施設等の解体撤去						■	
県境部の地下水流入防止対策工		■						



## 2 実施計画の変更

### ②特定産業廃棄物に起因する支障の除去の方法

#### ◇事業費

平成15年度から34年度までの総事業費は約477億円  
うち、平成25年度から34年度までの事業費は約67億円

(単位：億円)

区分	現行計画	②推計 H22. 8. 3公表	変更計画 (案)		
	(A)	(B)	(C)	(C)-(A)	(C)-(B)
汚染拡散防止対策	88	88	120	32	32
廃棄物等の撤去等	344	407	356	12	-51
その他(事務費等)	2	1	1	-1	0
計	434	496	477	43	-19

## 2 実施計画の変更

### ②特定産業廃棄物に起因する支障の除去の方法

#### ◇原状回復対策推進協議会における協議

実施計画を変更して行う平成25年度以降の原状回復対策  
について協議が行われ、変更実施計画案の了承を受けた。



## 2 実施計画の変更

### ③特定産業廃棄物の処分を行った者等に対し講じた措置及び講じようとする措置の内容

- ・前回の実施計画の変更(平成19年3月26日)以後に三栄化学工業(株)及び縣南衛生(株)に対して行った行政処分(代執行費用納付命令、滞納処分の執行等)を追加する。
- ・前回の実施計画の変更以後の排出事業者等からの自主撤去・自主拠出の実績を追加する。

## 2 実施計画の変更

### ④不適正処分の再発防止策

県境不法投棄事案発覚までの県の対応について、県境不法投棄検証委員会による検証結果等を実施計画に記載していることを踏まえ、今回の実施計画の変更においても、同委員会の元委員から、特定支障除去等事業開始後の措置命令等の行政処分、不法投棄防止対策の実施状況について、意見を聴取した。



## 2 実施計画の変更

### ④不適正処分の再発防止策

#### 【提出された意見の主なもの】

- ・行政処分に関し、法令等の改正に迅速に対応すべき。
- ・排出事業者等の責任追及は概ね適正。公費負担軽減の観点から、自主撤去・自主拠出をより積極的に進めるべき。
- ・立入検査、指導件数が増加し、関係機関と連携して対応していることは評価。

